

高江ヘリポート建設と住民運動

住民運動

金高 望



かねたか・のぞみ 1975年、東京都生まれ。2004年、沖縄弁護士会に登録。のぞみ法律事務所。

東村高江の米軍ヘリパッド移設で、沖縄防衛局が現場で座り込みを続ける反対派の住民に、通行妨害の禁止とテント小屋の収去などを求める仮処分を申請している。この問題をとどう考えるか。識者に論じてもらった。

公開法廷で審議を

不明確な「国策上の損害」

日米両政府は、1996年のSACO合意において、2002年度末までをめぐり北部訓練場の過半を返還するものとする一方、その条件の一つとして、ヘリコプター着陸帯を返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設することを決めた。このヘリコプター着陸帯の移設先が、現在国が工事を進めようとしている東村高江のヘリパッドである。

リコプターの騒音や墜落の危険にさらされてきたが、新たなヘリパッド建設は、住民に對して更なる基地負担を押しつけるものである。

また、高江付近は、貴重なやんばるの自然が残る地域である。沖縄県環境影響評価条例は、滑走路長300メートル以上(特別配慮地域では150メートル以上)のヘリポートを建設するにあたっては、事業者に対し、環境に与える影響を調査・予測・評価する環境アセスメントの実施を義務づけている。今回の事業では、これを遙かに上回る規模の着陸帯の建設が予定されており、県条例に基づく環境アセスメントが必要不可欠である。

「アセスは不要」
高江には既存のヘリパッドがあり、住民はこれまでもヘリコプター着陸帯の移設先が、現在国が工事を進めようとしている東村高江のヘリパッドである。

だけであり、両者は異なることの理屈のようであるが、到底説得的な主張とは言えない。提訴強行した国
高江区自治会では、これまで2度にわたりヘリパッド建設反対を決議し、また、住民

行っていない。ヘリポートは誘導路やエプロン等の施設を含むが、ヘリパッドは着陸帯



有志は、沖縄防衛局(以前の那覇防衛施設局)への抗議行動や、さらに、国が工事に着手した後は、現地において、沖縄防衛局の行動を監視し、時に説明を求め、高江住民が被る苦痛を説明する活動を継続してきた。このような活動は、民主主義の根幹をなす正当な表現活動と評価すべきものである。
ところが国は、2008年11月25日、高江住民らを相手方として、裁判所に対して「通行妨害禁止仮処分」の申立をした。
今回の手続きは、一仮の地位を定める仮処分」というもので、裁判所は、争いがある権利関係について、著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要がある場合に命令を発することができるとされている。要するに、時間がかかると通常の結論を待っていない。一著しい損害又は急迫の危険」を避けることができない場合に、簡易・迅速に裁判所の命令を求める手続きである。

稚拙な申立内容

今回の国の申立は、極めて問題が多いものといわなければならない。
まず、本件は、新たな基地負担に反対する住民らの活動を封じするために、国が積極的に司法を利用したおそろしく初めでのケースである。これまで国は、自衛隊や米軍基地の存在が裁判上問題になった際

には、「政治問題に司法は積極的に関与すべきではない」とのスタンスで臨んできたはずである。ところが今回、国は、司法を積極的に利用して住民運動を排除しようとしている。なにより構わす反対運動を封じ込めようというものであり、住民に対する一種の恫喝である。
次に、「仮処分」という手続き選択にも重大な問題がある。先に述べたとおり、仮処分は、簡易・迅速に裁判所の命令を求める手続きであり、通常、審理は非公開で行われる。本件のような国民の重大な関心事について、簡易・迅速な審理の審理で手取り早く命令を得ようという姿勢はいかなるものか。
国は、早急に本件事業に着手できなければ、国策上の損害が極めて甚大になると主張する。しかし、SACO合意では、北部訓練場の過半の返還は2002年度末を目途とされていた。既に「めど」から約6年が経過しており、今さら早急に事業に着手できないければ国策上の損害が生じるという国の主張に説得力があるとは思えない。むしろ反対

に、SACO合意の見直しも含めた議論こそが必要な時期ではないだろうか。
司法的な解決を図るにしても、本件は、公開の法廷における十分な検討が必要な事案であって、簡易・迅速な非公開手続きで決すべき事案ではない。裁判所は、本事案の特殊性に配慮し、公開の口頭弁論を開催すべきである。
そのほか、国の申立には、相手方とされた住民に完全な人違いがあったり、また、住民らの行動が全く特定されていないなど、致命的な問題が多々含まれている。裁判所も、国に対して、「国が考えている通行妨害行為とは一体何なのか」と説明を求めたほどである。あまりに稚拙な申立と言わなければならない。

今回の裁判手続きを通じて、住民らの行為は法的に保護されるべき表現活動であること、他方、国による高江ヘリパッド建設事業は、住民に新たな基地負担を押しつけ、やんばるの豊かな自然を破壊するもので、正当性を持ち得ないことを明らかにする必要があるのである。

唐獅子

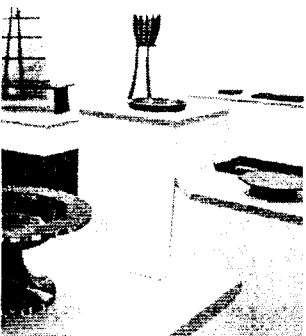
数年前 画展で解 がある。 物の、本 展示室は させよう にはやっ 会期中は であらな 其の男 ちようと ら観察で 終わり、 「賢問よ く、目を かの事情 直った。 彼は周 こと、仕 くなるこ 分の状況 と思い悩 男性は息 言葉をつ 況を訴え な相談を 台かして 台わして たことは



質を生かした「中次二 出品。細やかさと素材 感を感じさせる。

2年前の前回に比べ のほか、木工作家も増 千木良芳弘、杉野義則 昇らほりユウキウマ ンタンなど素材の木目 ため、透明漆を委 した、木のもつぬくもり

品に斬新さ 球漆芸作家展



「第2回現代琉球漆芸作家展」

全身表現